

議 第 42 号
平成28年 6月16日提出

熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会委員の委嘱について

熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会の委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭二

区分	委 員		
	氏名	所属	任期
専門委員	水野 公寿	元熊本県立大学非常勤講師	平成28年7月1日～平成30年6月30日
専門委員	鈴木 淳	東京大学教授	平成28年7月1日～平成30年6月30日
専門委員	浅川 道夫	日本大学教授	平成28年7月1日～平成30年6月30日
その他の委員	内古閑 龍一	熊本県文化財保護指導員	平成28年7月1日～平成30年6月30日
その他の委員	宮崎 喜一	元植木町文化財保護委員	平成28年7月1日～平成30年6月30日
その他の委員	谷口 憲治	谷地区 (田原校区第13地区 自治会長)	平成28年7月1日～平成30年6月30日
その他の委員	松山 信房	舟底地区 (田原校区第14地区 自治会長)	平成28年7月1日～平成30年6月30日
その他の委員	宮野 正道	宿本村中久保地区 (田原校区第15地区 自治会長)	平成28年7月1日～平成30年6月30日

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条、熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会運営要綱第3条及び第4条の規定により、熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会委員を委嘱する為、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会委員名簿 (案)

区分	委員氏名	所 属	専門分野	備 考	
調査検討委員	専門委員	1 ミスノ 水野 マサトシ 公寿	元 熊本県立大学非常勤講師	近現代	再任
		2 スズキ 鈴木 ジュン 淳	東京大学教授	日本史学	再任
		3 アサカワ 浅川 ミチオ 道夫	日本大学教授	日本近代史	再任
	その他の委員	4 ウチコガ 内古 閑龍一	熊本県文化財保護指導員	地元代表 (日本史学)	再任
		5 ミヤザキ 宮崎 ケイチ 喜一	元植木町文化財保護委員	地元代表	再任
		6 タニグチ 谷口 ケンジ 憲治	谷地区 (田原校区第13地区自治会 長)	"	再任
		7 マツヤマ 松山 ノブフサ 信房	丹底地区 (田原校区第14地区自治会 長)	"	新任
		8 ミヤノ 宮野 マサミチ 正道	宿本村中久保地区 (田原校区第15地区自治会 長)	"	再任

委員の任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日まで

提案理由

本委員会委員の任期満了に伴い、委員の再任及び地元代表役員改選に伴う委員交代のため、熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）第 3 条及び熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会運営要綱第 3 条及び第 4 条の規定により委嘱するもの。

熊本市附属機関設置条例

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

(平 19 条例 53・平 20 条例 2・平 20 条例 124・平 21 条例 5・平 21 条例 15・平 21 条例 35・平 22 条例 5・平 23 条例 3・平 24 条例 2・平 24 条例 63・平 24 条例 117・平 25 条例 1・平 25 条例 29・平 25 条例 41・平 26 条例 35・平 26 条例 49・平 26 条例 52・平 26 条例 83・平 27 条例 36・一部改正)

	附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関名	設置目的
71	教育委員会	熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会	史跡としての国の指定を目指す等のため、旧鹿本郡植木町の区域内に存する西南戦争遺跡群について、調査し、審議する。

熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会運営要綱第 3 条及び第 4 条

(組織)

第 3 条 委員会の委員は 10 人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 3 人
- (2) その他住民の代表 7 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則

第 1 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)に基づき教科用図書の採択に関すること。
- (5) 人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (6) 教育長の任免を行うこと。
- (7) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関(以下「教育機関等」という。)の職員の任免その他の人事に関すること。
- (8) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (9) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。
- (11) 教育予算の見積りを決定すること。
- (12) 文化財を指定し、又は指定を解除すること。
- (13) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命又は委嘱すること。
- (14) 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 通学区域を定めること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。